

## 令和 5 年事業年度地域内フィーダー系統に関する計画認定申請

### 1. 地域内フィーダー系統に関する計画について

国の「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用することを目的に策定する計画。

### 2. フィーダー系統とは

地域間幹線系統や鉄道と接続している路線

※地域間幹線系統…

北海道中央バスの千歳線（千歳－札幌間）や、あつまバスの千歳線（千歳－厚真間）など、複数市町村にまたがる平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上の系統

### 3. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金とは

地域の特性、実情に応じた最適な移動手段の提供、交通不便地域の移動の確保等を目的とした取組に対して国が支援するもので、地域間幹線系統に接続するバス路線が対象となる。

### 4. 当市の補助対象路線について

千歳市内では大半の路線がフィーダー路線であるため、補助対象となるが、補助上限額が設けられているため、例年、JR千歳駅で地域間幹線系統と接続している中央バスのみどり台線と桜木線の 2 路線について申請している。

今回の申請においては、東千歳地区において運行している定期貸切タクシーを本年 10 月からデマンド運行に切り替えることとしており、将来的に補助が受けられる可能性があることから新たに補助系統として位置付けることとする。

### 5. 補助額について

当該路線に係る経常費用と経常収益の差（赤字額）の 1/2 又は補助上限額のいずれか少ない方の額

〈補助実績〉

令和 3 年事業年度（令和 2 年 10 月～令和 3 年 9 月）	10,338 千円
令和 2 年事業年度（令和元年 10 月～令和 2 年 9 月）	9,838 千円
令和元年事業年度（平成 30 年 10 月～令和元年 9 月）	9,838 千円

### 6. 補助金交付先について

乗合事業者等

7. 地域公共交通計画と連動した補助制度への移行について

	補助要綱改正前		法定計画の有無	経過措置期間 (～令和6年度)		経過措置期間終了後 (令和7年度～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
フリーダー	生活交通確保維持改善計画 (市町村単位)	乗合バス事業者、自家用有償旅客運送者又は活性化法法定協議会	市町村法定計画あり	市町村法定計画又は生活交通確保維持改善計画	市町村法定協議会又は乗合バス事業者等	市町村法定計画	市町村法定協議会
			市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画	乗合バス事業者等	補助対象外	